

木材の合法性を確認する クリーンウッド法

クリーンウッド法が成立

グリーン購入法と合法木材ガイドラインに基づく合法木材の取組等により、合法性が証明された木材の供給量は増えてきましたが、政府調達のみが対象で、民間の調達は対象となっていないことが課題でした。一方、近年、米国、EU、オーストラリアが違法伐採木材の輸入や取引そのものを規制する法律を導入したことから、わが国も対策をより強化すべきとの声が高まってきました。

こうした情勢を背景に、2017年、合法伐採木材の調達を民間の木材利用にまで広げた「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」、通称「クリーンウッド法」が成立しました。

この法律は、木材関連事業者に、取り扱う木材等について、木材が伐採された国の法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）を促し、合法性が確認された木材等の流通や利用を促進するものです。

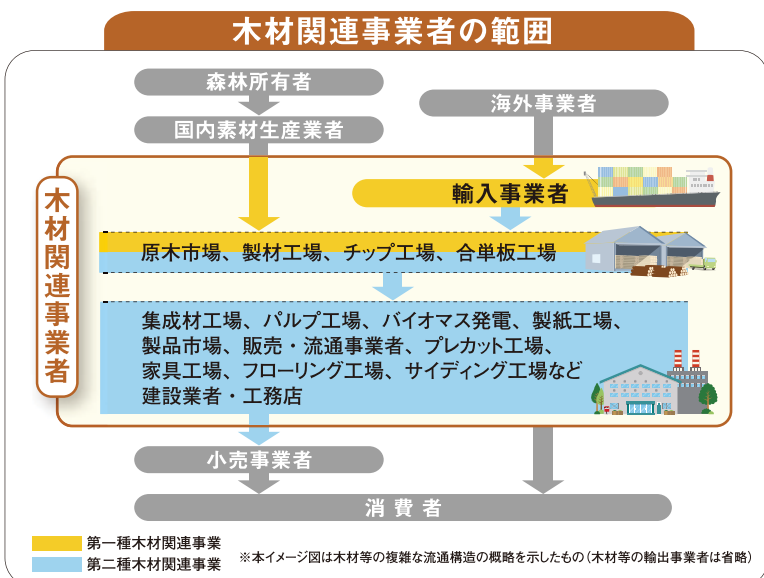
木材関連事業者が取り組むべき措置に関して、取り扱う木材等が我が国または原産国の法令に適合して伐採されていることの確認、確認できない場合に必要な措置、木材等を譲り渡すときに必要な措置、記録の管理に関する事項など、木材関連事業者の判断の基準となる事項が省令で定められています。

木材、木材製品を利用する事業者は、合法伐採木材の利用に努めなければなりません。

● クリーンウッド法の概要

木材関連事業者の範囲

クリーンウッド法に基づき合法性の確認を行う木材関連事業者は、木材加工・流通に関係するあらゆる事業者が含まれます。丸太や製材、合板を取り扱う事業者だけでなく、紙や家具等を取り扱う事業者や、木材を使用する建設業者等も「木材関連事業者」と位置付けており、川上側だけではなく、川下側も法の対象としているのが本法の大きな特徴です。



対象となる木材等

クリーンウッド法の対象となり、合法性の確認が必要な木材等は、「木材」および「木材を加工し、または主な原料として製造した家具、紙等」です。

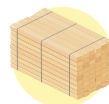
〈対象木材等の例〉

木材



丸太、単板、突き板、製材、集成材、合板、単層積層材、木質ペレットなど

建材



フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち木材を使用したものなど

家具



いす、机、収納用じゅう器（ロッカー等）、棚、傘立て、掲示板、ホワイトボード、ベットフレームなど

パルプ、紙



木材パルプ、コピー用紙、印刷用紙、トイレトペーパー、ティッシュペーパーなど

合法性の確認方法

木材・木材製品の合法性の確認は、全ての木材関連事業者が樹種、伐採国、合法性を証明する書類などに基づいて自らが確認する必要があります。



**川上の
木材関連事業者**
(輸入業者、製材業者、
流通業者等)

樹種・伐採地、合法性
証明書等の情報
および国が提供する
情報に基づき
合法性を確認



**川下の
木材関連事業者**
(製材業者、流通業者、建築業者、
家具業者、製紙業者等)

購入先が発行する
合法性を確認できた
とする書類に基づき
合法性を確認

木材関連事業者の登録制度

クリーンウッド法では、積極的に合法伐採木材の利用に取り組む木材関連事業者の登録制度を設けています。これは、木材関連事業者の中で、この法律を遵守し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者が、登録実施機関(国に登録された第三者機関)にその取組内容を申請・登録し、「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる、というしくみです。

登録を受けた木材関連事業者は、合法木材を適切に取り扱う木材関連事業者として市場からの高い評価が期待できます。

登録のメリット

- ① 無登録の木材関連事業者との差別化
- ② 法律に位置づけられた木材関連事業者としての社会的評価
- ③ 地域社会や消費者・一般事業者への信頼性が向上
- ④ 企業ブランドの向上、社会への波及

消費者(調達者)にとってのメリット

登録木材関連事業者から合法伐採木材を安心して調達できます。

